

## 令和7年度 農地中間管理事業を軸とした農地集積・集約化の推進に関する実施方針

農業従事者の減少・高齢化に伴い農地の流動化が加速する中で、本県農業の成長産業化を図るためには、経営規模の拡大に取り組む担い手への農地の集積・集約化により、個々の経営体の生産基盤の強化を図ることが重要である。

改正農業経営基盤強化促進法の施行（令和5年4月1日）に伴い、令和7年3月末までに策定された、地域での合意形成により目指すべき将来の農地利用を明確化する「地域計画」を実現するとともに、農地法以外の農地の賃貸に係る手続きは、原則として農地中間管理機構（以下、「機構」）を経由した農地の貸し借りとなるため、これまで以上に機構の活用が増加すると見込まれる中、県、機構、農業会議、市町村、農業委員会等の関係機関が一体となり、意欲ある担い手への農地の集積・集約化を計画的、効率的に推進する。

### 具体的な取組

#### 1 県事業等と連動した農地の集積・集約化

- (1) 水田農業については、所得向上モデルとして、茨城モデル水稲メガファーム育成事業（平成30年度～令和3年度）を4地区、農地集約型大規模水田経営体育成加速化事業（令和4年度～令和6年度）を3地区で取組、短期間で100ha規模の経営体が育成された。今後、集積・集約化に対する潜在的ニーズが高い中規模経営体自らが農地調整に取り組んでいけるよう、モデル地区の事業者の知見を活用するとともに、地域の話合いを円滑に進める支援などを通じて、県内各地で集積・集約化を推進する主体を育成していく。
- (2) 地域の内外を問わず、意欲のある担い手への農地集積に積極的な地域については、市町村からの申請に基づき「重点支援地区」を9地区設定し、3年間で販売金額1億円を超える大規模経営体の育成・確保を図る「リーディングアグリプレーヤー育成・確保事業」に取組、本年度は令和5年度に採択した2地区で、規模拡大による所得向上を目指す担い手を対象とした農地の集積・集約化と生産性の向上に必要な支援を一体的に展開する。
- (3) 基盤整備事業を契機に農地中間管理事業を活用する地区が多いことから、事業の実施地区や実施を目指す地区へ同事業を積極的に推進することにより、円滑な農地の転貸を実現し、担い手の生産性向上を図る。

#### 2 地域計画の実現に向けた農地の集積・集約化の推進

- (1) 県は、地域計画の実現に向け、制度運用に関して、必要に応じて、国に確認していくことに加え、策定主体の市町村が協議の場の設置を継続的に実施できるよう、引き続き伴走支援等を行い、農地の集積・集約化を図る。
- (2) 市町村は、目標地区の活用や定期的な協議の場の設置により、関係者間で情報共有を行い、地域計画の実現を図る。

農地の受け手となる担い手が明確となっている地域については、機構集積協力金の活用等により、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、今後検討とした農地や貸付を希望する地権者の農地については、関係機関と連携のうえ、担い手にマッチングするよう、調整を図る。
- (3) 機構は、担い手が明確になっている農地については、公益社団法人茨城県農林振興公社農地中間管理事業規程などにおける借受基準に基づき、貸借の調整を図る。

### 3 関係機関・団体の役割分担

関係機関、団体は、以下の役割分担の下、計画的な農地の集積・集約化を推進する。

#### (1) 県

- ア 市町村、農業委員会から提供された農地や担い手に関する情報を基に、市町村域を越えた農地と担い手とのマッチングに当たる。
- イ 市町村、農業委員会とともに、地域ごとの推進方策を検討し、担い手に対する技術・経営支援、農地整備等、所管する事業、施策の計画的な実施とフォローアップを行う。
- ウ 集積・集約化の需要が大きい中規模経営体を対象に、周辺担い手とのゾーニングや担い手同士の農地交換等、所得向上に向けた取組の人的支援を行う。
- エ これまでの集積・集約化の取組結果についてのPDCAを回しつつ、自立的に農地の集積・集約化が進む仕組みづくりについて、検討を行う。

#### (2) 機構

- ア 農地中間管理事業の最新の制度の普及啓発を行う。
- イ 貸借期間が満了となる案件について、早期の意向確認や事務手続きの簡素化等を図ることで、市町村等による円滑な更新手続きを支援する。
- ウ 地域計画の実現に向けて、借受基準に適合した農地に対し、積極的に中間管理権を取得する。
- エ 市町村と一体となった農地中間管理事業支援システムの安定運用や賃料事務の適正かつ迅速な対応、農地の保全管理など管理業務を適切に実施するとともに、関係機関と調整のうえ、事務手続きの見直しによる事務の簡素化や効率化を図る。

#### (3) 農業会議

農業委員会の行う農地の利用意向調査等の円滑な実施を支援するとともに、研修会等の開催により、農地利用の最適化の推進にあたる。

#### (4) 市町村

- ア 地域計画の実現に向けて、地域の担い手の営農意向などの継続的な把握に努め、農地の集積・集約化を推進する。
- イ 貸借期間が満了となる案件については、農業委員会、機構と連携し、農地利用集積等促進計画への円滑な移行を図る。

#### (5) 農業委員会（農業委員・農地利用最適化推進委員）

- ア 地権者等に対する農地の利用意向調査を定期的を実施することにより、詳細な農地情報の収集に当たる。
- イ 地域計画の実現に向けて、地域における農地と担い手とのマッチングを推進する。
- ウ 貸借期間が満了となる案件については、市町村、機構と連携し、農地利用集積等促進計画への円滑な移行を図る。

#### (6) 農業協同組合、茨城県農業協同組合中央会

組合員の相談窓口として、関係機関と連携して農地中間管理事業の活用を促進する。

#### (7) 土地改良区、茨城県土地改良事業団体連合会

- ア 営農状況の把握、機構集積協力金の活用にも努めるとともに、農地中間管理事業による貸借に係る情報を機構等関係機関に提供する。
- イ 基盤整備事業を実施中の地区においては、事業の進捗状況等を考慮しつつ、農地中間管理事業を活用して担い手への農地の集積・集約化を促進する。

#### (8) 農業者団体（農業経営士協会、女性農業士会、青年農業士連絡協議会、農業法人協会、認定農業者協議会、稲作経営者会議）

- ア 農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進に関する協定に基づき、会員に対し、農地中間管理事業の積極的な活用促進を図る。
- イ 地域の話合いの場等への参加を会員に働きかけ、農用地利用の効率化の促進を図る。